

# 「耳マークの歌」歌詞募集要項

1. 趣 旨 耳マークは、昭和50年に名古屋市の難聴者により発案され、2025年には制定50周年を迎えます。聞こえない、聞こえにくい人びとの存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルとし、これまで全国各地で普及を行ってきました。  
昨今、聴覚障害者の多様性の広がり、耳マークのさらなる普及と啓発を促進させるため、「耳マークの歌」の歌詞を募集します。
2. 募集期間 令和3年3月4日(木)～7月31日(土)
3. 募集内容 「耳マークの歌」の歌詞
4. 応募資格 全難聴構成員及び一般の方
5. 応募基準
  - (1) 自作未発表であること。
  - (2) 「耳マーク」のフレーズを含むか「耳マーク」を示していることが明確であること。
  - (3) 障害の有無や世代を超えて共感でき、聞こえない、聞こえにくい人たちに勇気と元気を与えられること。
  - (4) 複数作品の応募可。
  - (5) 歌詞は1番と2番とし、最長で3番まで。
6. 応募方法  
以下(1)～(2)を記入し、郵送又はメール、FAXで全難聴耳マーク部宛にご送付ください。
  - (1) 歌詞
  - (2) 郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話またはFAX番号
7. 審査、結果発表
  - (1) 審査  
全難聴耳マーク部及び理事会にて選考を行い、最優秀作品1点を認定します。
  - (2) 結果発表  
最優秀作品については、全難聴の公式サイト及び機関誌にて公表します。
8. 賞品  
最優秀作品者には、令和3年11月27日(土)に行う全難聴福祉大会 inおんせん県おおいた大会式典にて表彰を行います。記念式典の詳細については、入賞者あてに別途お知らせいたします。
  - (1) 最優秀作品1点 2万円
9. 作品の取り扱い
  - (1) 最優秀作品として採用された歌詞は、全難聴のホームページ、SNS、マスメディア等において紹介します。
  - (2) 最優秀作品は主催者により作曲を行い、歌唱音源及び動画を制作します。作曲家、歌手は未定。
10. 注意事項
  - (1) 最優秀作品として採用された作品の著作権は制作者に帰属します。ただし採用作品を商品化など二次利用権の窓口は全難聴が独占的に帰属するものとします。当該作品の出品者は、採用決定後に全難聴との間で、著作権譲渡契約書を取り交わしていただきます。
  - (2) 応募にかかる費用は全て応募者による負担とし、応募作品の返却は行いません。
  - (3) 最優秀作品として採用が決定した後に、当該作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れのあることが判明した場合には、採用を取り消すものとします。
  - (4) 作品の応募に関して、第三者との間でトラブル等が生じた場合の全ての責任は応募者が負うものとします。
  - (5) 応募時にいただく個人情報は運営上で必要なお連絡以外で使用することはありません。
11. 問い合わせ・応募先  
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 耳マーク部  
〒162-0066 東京都新宿区市谷台町14-5 MSビル市ヶ谷台1階  
FAX 048-611-8970  
メールアドレス zennanmimimark@gmail.com  
全難聴サイト <https://www.zennancho.or.jp/>  
耳マークについて <https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark/>